

時宗寺院松寿庵について

小泊立矢

現在県内の時宗寺院は、別府市鉄輪の温泉山永福寺ただ一か寺である。しかし史料の上から見ると松寿庵（永福寺のこと）・称名寺（大分市）・西教寺（大分市？）・迎

称寺（杵築市）・善光寺（宇佐市）の五か寺をあげるこ
とができる。この内称名寺は、大友氏とかかわりの深い寺であった。⁽¹⁾しかし、江戸時代以降は真宗の善巧寺塔頭となり、幕末まで真宗寺院平親山称名寺として存在するが、明治初期に廃寺となっている。西教寺については、

大分市坂の市に所在した寺か、とも言われているが詳細は不明である。迎称寺は杵築市鴨川にある来福山迎接寺のことである。中世を通じて時宗の寺であったが、延宝三年（一六七五）に浄土宗となり寺名も現在の迎接寺に改めている。⁽²⁾善光寺は宇佐市下時枝にある寺で、空也上人開基伝承をもち豊前善光寺・芝原善光寺などとも呼ば

れる古刹であるが、宝永三年（一七〇六）に浄土宗となっている。⁽³⁾松寿庵については以下詳述する。

一 温泉山松寿寺由緒書

明治十八年（一八八五）十月二十九日付で旧松寿庵信徒代表が大分県令西村亮吉あてに提出した「⁽⁴⁾廢庵再興願」に、以下の松寿庵由緒書が添付されている。

温泉山松寿庵由緒書

人王九十二代後宇多帝御宇建治二丙子年秋、時宗元祖一遍上人念仏勸進ノ為豊後国ニ渡来シ、海部大分両郡ヲ教化シ尚速見国東郡ノ教化ノ為横灘野口ノ里ニ来リ、尚北ニ進マント欲シ玉フニ道路相分ラズ、故ニ徨居リ玉フ所ニ老翁一人現レ告テ曰ク、道路ノ明カナラサル

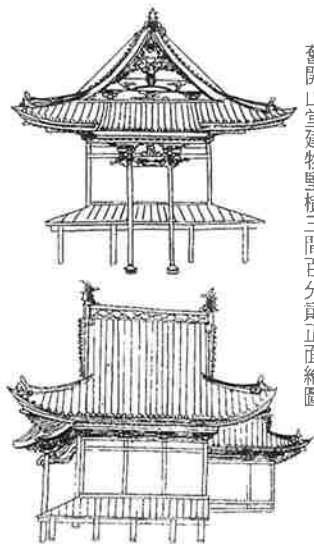
ハ鶴見嶽ノ朝露ト鉄輪地獄ノ焰烟ト一団円トナリ、毎朝如此、彼ノ群山ニ突出シタルハ鶴見カ嶽ニテ紀州熊野太神ノ影向ノ地ナリ、麓ニ社アリ、其左ニ焰烟ノ立登ルハ鉄輪地獄ノ焰烟ナリ、言終テ翁消失セリ、上人以爲ラク、彼ノ鉄輪地獄ヲ埋メテ往来人ヲ助ケン、且彼翁ハ熊野太神ナラント、彼ノ社ニ詣テ三七之間鉄輪地獄墳埋セン事ヲ祈願シ玉フニ太神告ケ玉ハク、鉄輪地獄ヲ埋メン事人力ノ及フ処ニ非ズ、法徳ニ非ズンバ難シ、故ニ大乘經ヲ石ニ書写シ墳埋セバ如何ナル焰烟、動々タル数十仞ノ鉄輪地獄モ必ズ鎮マルベシト、上人告ノ如ク成シ玉フニ、僅カニ一間四方ニ全リ如何ヨウ成シ玉フモ湯氣止マラズ、斯ニ於テ亦太神ニ祈願アリシカハ示シテ曰ク、三間四方湯氣止マラザルハ之ハ是レ法徳ノ然ラ令ヘキ者ニシテ、今ハ毒熱湯相變シ良薬ト成レル者ナレハ、此ノ湯氣ニ触レル者ハ日来ノ疲ヲ休ム而已ナラス諸病悉皆消除セント、斯ハ此レ蒸湯開闢之元因ナリ、此時兵庫頭大友泰頼入道、上人深ク帰依シ一字ヲ建築シ奉リ上人ニ寺号ヲ請フ、上人温泉ト幼名松寿丸ヲ象リテ温泉山松寿寺ト名称シ玉ヘリ、期

ニ於テ温泉守護末代衆生結縁ノ為メ手ツ柄自像ヲ彫シテ置キ玉ヘリ、又堂前ニ六七寸之楠アリ、爪ニテ弥陀六字ノ名号ヲ切付替テ曰ク、我称名勸進之旨趣不違仏意不背神慮者期樹次第繁茂迄末代、随テ巨大也ト、果シテ誓ノ如ク三百有余年ヲ歴テ楠七抱余ニ到レリ、故ニ名号ノ肉体モ從テ巨大ト成レリ、寺門モ亦繁茂ニ成リシカ、其頃大友義鎮公後子宗麟ト云フ、耶蘇教ヲ信仰シ国内神社仏閣ヲ多分廢壞セリ、松寿寺復タ此ノ難ニ罹リ寺門ヲ廢スト雖モ、村民蒸湯開闢ノ洪恩ヲ思ヒ、草庵ヲ結ビ上人ノ遺像ニ仕ヘリ、而シテ百六十余年ヲ過ギ宝曆年間ニ至リ、時宗総本山相模国藤沢山清淨光寺ニ直轄鉄輪村内ヨリ願立シ処、本山ヨリハ淳盈和尚ヲ住職ニ下セリ、併シヨリ十二代專秀和尚マテ連綿相統セシ処、明治四辛未年十一月廿三日惠秀和尚死亡セシ後、住職撰定中無住無檀寺院廢止之御成規ニ触レ廢セラレ候云々

右之由緒書聊カ相違無之候也

再建擔当人

河野智元



少々長い引用となったが、これによると、松寿庵の開基は建治三年（一二七七）に豊後の地にやって来た時宗宗祖一遍ということになる。一遍来豊については、彼の伝記資料の一つである「一遍聖絵」に「大友兵庫頭頼泰帰依したてまつりて、衣などたてまつりけり」と記されている。前期の由緒書では「兵庫頭大友泰頼」とあるが、これは大友氏三代頼泰の誤りである。また来豊の年を「建治二年」と記しているが、「一遍聖絵」によると建治三年秋ころの来豊で、しばらく逗留の後、翌弘安元年（一二七八）の夏ころ伊豫にわたっている。「一遍聖絵」は一遍の弟と言われている聖戒が起草し、法眼円伊によって描かれたものである。一遍没後十年目の正安元年（一二九九）八月二十三日の奥書があり、一遍の伝記絵としては最も信すべき内容であるという。建治二年としたのは、「一遍聖絵」の第四巻の始めに「建治二年筑前国にて」とさらには正徳四年（一一七四）に真光寺賞山が記した「一遍上人絵詞伝直談鈔」に、「建治二年秋ノ頃、修行九州豊後国府」とあることなどからであろう。滞在期間は約半年ほどになり、「一遍聖絵」には松寿庵の

ことは記されていないが、その間に鉄輪の地を訪れたことは考えられることである。湯治のために訪れたのか、また鉄輪を湯治場として整備するために訪れたのかは不明であるが、鎌倉時代の末には湯治場としての鉄輪が広く知られていたことは間違いない。

次に、由緒書では鶴見嶽のことを「紀州熊野太神ノ影向ノ地」と記しているが、時宗と熊野権現が深いかわりを持ったのは宗祖一遍の時代からである。すなわち一遍は熊野本宮証誠殿で念仏賦算の神示を受け、この時を時宗では開宗の時としているのである。ところで鶴見嶽を熊野権現影向きの地とすることについては、明治八年（一八七五）付の「蒙御尋問奉申上神社書附 第二大区

十四小区郷社火男火売神社」の中に次の一節がある。

一本社ヲ熊野権現ト偽称セシ事

是ハ鉄輪村温泉ハ時宗開山一遍坊建治二年熊野権現ノ
靈夢ヲ蒙リ造ル所ナリト伝タリ、佐藤邨彦祖先佐藤新
兵衛宝曆年間ニ鉄輪村庄屋タリ、其温泉ヲ繁昌セシメ
ント欲シ遊行本山藤沢寺ニ申立シ時、鶴見権現ハ熊野
権現ナリトイヘルニ始ル、其此彼宗ニ一遍上人絵詞伝
ト云フ書ヲ上木シ、又鉄輪村松寿庵縁起ニ之ヲ称シテ
諸国人湯人ニ与ヘシヨリ熊野権現ノ称盛行ハレタリ、
本社ヲ熊野社ト附会シタルハ、本社中央ノ神伊弉冉尊
ヲ紀州熊野社ニ祭ルニ縁アレハナリ（後略）

すなはち、鶴見権現を熊野権現と称するようになったのは、宝暦年間（一七五一—一七六三）に松寿庵及び同地の温泉を盛んにせんがために、時の庄屋が時宗本山藤沢山清浄光寺に届けて以来のことであるとしている。ちなみに前述の「直談鈔」では熊野権現とは記しておらず、単に「権現」とのみ記している。また、遊行上人の廻国の記

録である。『遊行日鑑』享保十八年三月の項には「鶴見嶺権現」とある。松寿庵が清浄光寺の末寺となった件については事項で述べる。

この火男火売神社の記事は、明治初年の神仏分離に関連するものであるが、松寿庵境内にも熊野権現社が祀られていた。明治初年の松寿庵境内図を見ると、境内に隣接して南側に鳥居と灯籠一対を前にした小さな祠が建っている。建物名の記載は無いが、これが熊野権現社であったと思われる。鉄輪村庄屋佐藤邨彦日記の明治五年二月七日の項に次の記載が見られる。

一遊行派寺内熊野権現社之事、此度御一新ニ付神仏混淆御停止被仰出候間、以来社造り相止メ堂造リニ致シ、証誠大菩薩ト可申旨、遊行本山ヨリ申来ルニ付今日某右社ニ参リ以来証誠大菩薩とあらば、此度造る新堂ニ可被移告文読候也、今日右社ハ取除ケ温泉之御神之社ニ可致手都合ニ致シ、石工三人共温泉神社御社の礎致候也

神仏分離で松寿庵境内の熊野権現の建物を堂造とし証誠大菩薩と称し、社（石祠）は温泉神社に移すという内容である。温泉神社（別府市大字鉄輪字鬼山六二九ノ一）の由緒によると、松寿寺が廃寺となったので、同寺境内の熊野権現の石祠を字フロモト瀧ノ上に移した云々とある。その後、前述の庄屋日記の四月二十五日の項によると、松寿庵熊野権現の祭は仏事で行なっている。

なお十二代専秀和尚の葬儀は、死去した翌二十四日に亀川の信行寺（浄土宗）を導師にとり行なわれている（庄屋日記）。松寿庵では住職が病死した場合は、時宗中本山京都七条道場金光寺に届け出て後任を派遣してもらっていたが、この時は死亡届を提出していない。その結果松寿庵は無住ということでも新政府の政策により廃寺の憂き目を見ることになる。これに驚いた信徒代表が再興願を提出することになるのである。

二 藤沢山清浄光寺への末寺願

由緒書では松寿庵は宝暦年間に清浄光寺末になったとあるが、願いは延享五年（一七四八）二月九日に出され

ている。⁵⁴南鉄輪村百姓代助左衛門の名で清浄光寺宛に提出されたもので、末寺となりたい理由等を記している。

九州豊後国速見郡岡田庄太夫様

御代官所南鉄輪村惣百姓代

助左衛門

私儀此度御公義様上納米之船上乗被仰付江戸表工罷下り申候、然処ニ私村之内ニ湯瀧山松寿寺茲石風呂之儀ハ人皇九十代後宇多院建治二年丙子秋之頃、一遍上人様九州御行脚之砌リ鶴見権現之於教ニ為衆生濟渡開闢被遊候、御自作像御造立被遊候、于今村中奉敬白其後八月二十三日御法事仕其後遊行御代々上人様御巡廻被遊候節毎度被遊御立寄被下候、享保十八丑年三月九日四十七世之上人様ニモ御立寄被遊御名号並青銅五百文被下置、然処ニ右松寿寺無檀地ニテ定リ候住持無之候ニ付当時其居者之宗ニ相成候ニテ御座候、近頃他村ヨリ私積ヲ以御公義エ相願運上差上買賣ニ致度様ニ風聞有之候、然ル時者只今迄開山上人様為衆生濟度御始被遊候石風呂買賣ツクニ罷成候テハ氣之毒奉存候、是偏

ニ定候本寺モ無御座候故ト奉存候、何卒御当山御末寺之御書付被下、向後御巡廻之時分御休息所ニモ被遊被下候者後來迄致私候者モ御座有間敷候ト奉存候、右一
通り御上エ被仰上相叶候様ニ被遊被下候者難在可奉存候

一御開山上人御開闢之時ヨリ、湯治之衆五日七日一月二月居候共湯屋修覆料錢二十四銅ヨリ外一錢モ取来り不申候、後來迄急度此通ニ仕度候

一湯治人宿錢之儀如何程致逗留候共、先様ヨリ被致次第ニ仕来り候、向後モ急度此通ニ仕度候

一湯錢湯屋茲松壽寺修覆料ニ仕候

まず、松壽寺並びに石風呂は一遍が開いたこと、八月二十三日（一遍の忌日）には法事を営んでいること、遊行上人回国の際には寺に立寄ることを述べ、時宗寺院として歴史が古くかつ村中の尊崇の念の深いことを強調している。このうち八月二十三日の「法事」は、前述の佐藤邨彦日記では開山忌講、上人講と記している。遊行上人の来錫については、「享保十八年三月九日四十七

世上人」とあるが、これは五十世快存上人のことである。この時の状況について『遊行日鑑』は次のように記している。

府内五里参別府御昼休、御代官所増田太兵衛殿御支配、御本陣大庄屋此所近郷之庄屋共打寄御昼食上ル、右之庄屋共御名号被下、此所ハ鶴見嶺権現へ一り御参詣、参錢五百文、此所ニ一遍上人御開基温泉有り、一遍上人御影堂へ御参詣、御散錢五百文上ル（略）御泊頭成御着暮六ツ（後略）

遊行上人の来豊は中世以来行われているが、中世の遊行回国については史料が少なく、松壽庵に立寄ったかどうか不明である。ただ祢宜田修然・高野修『遊行・藤沢歴代上人史―時宗七百年史―』によると、遊行十二代尊観が応永元年（一三九四）に鉄輪松壽寺を再興したとある。

史料の少ない中世に比して、近世になると史料は多くなる。江戸時代を通じて豊後にやって来た遊行上人は、

三九世慈光（明暦三年四月）・四二世尊任（延宝三年三月）・四九世一法（正徳五年十一月）・五十世快存（享保十八年三月）・五一世賦存（延享四年四月）・五三世尊如（安永三年五月）・五四世尊祐（寛政七年七月）・五六世傾心（文政九年七月）・五七世一念（嘉永七年七月）の九人である。このうち松寿庵に立寄ったのは快存以外には、五七世一念がいるだけである。他の七人は、日向から梓峠（宇目町）越で豊後に入り、三重を通過して竹田まで行き、再び三重・野津市を通過して臼杵に出るコースをとっている。臼杵では大橋寺（浄土宗）に泊り、ここから船で宇和島に渡っている。享保十八年の快存もこのコースをとる予定だったが、前年秋に西日本一帯を襲った虫害による大凶作のため、臼杵藩は遊行上人一行の接待ができないとして来藩を断っている。そのため予定を急遽変更し、三重から山奥村（犬飼町）を通過して府内・別府・宇佐・中津をぬけて小倉に到るコースをとっている。府内藩は遊行上人を迎えるのは初めてで、臼杵藩へ問合せたりしている。府内藩も大凶作で、七十余人もの人数を接待するのは大変であったに違いない。本来なら

は一か所に何日か滞在するのであるが、この時は一泊だけで出立、途中鶴見権現・松寿庵に立寄り、その日は日出の覚正寺（浄土真宗）に泊まっている。『遊行日鑑』によると、大庄屋宅で昼食をとっている。しかし松寿庵の文字は見えず、一遍開基の温泉とか一遍上人御影堂とあるだけである。当時の松寿庵は、一遍の像を祀る小堂があるという程度のものであったのかもしれない。

一念が立寄った嘉永七年（一八五四）は、それまでのコースと異なり豊前から豊後に入っている。同年閏七月十八日杵築からやって来た遊行上人は松寿庵で泊まっている。そのため、「松寿庵取繕、猶又道筋取繕」のため相等の出費があり、村の代表が高松寄会所（大分市）へ出向き金を借用している。この時は別府から府内・竹田方面へ行く予定であったが、「異国船渡来諸侯方繁雜之折柄なれば、廻国可見合之旨従公儀御沙汰」¹³があり、回国を中止し日出から船で上京している。

次に助左衛門の願いにある末寺としてもらいたい理由であるが二点にまとめることができよう。その一は、松寿庵は無檀地で定まった住職が居ないため、その時その

時に庵に住み付いた僧の宗派の寺となってしまうということである。このように無住の寺に僧が入り込んでそれまでと別の宗派の寺院として活動することは、古くからあることである。例えば国東半島でもそれまで力をもっていた天台宗が衰退し無住の寺が出てくると、新興勢力の禅宗の僧が住み込み禅宗寺院となるなどである。現在半島内の禅宗寺院の由緒等を調べると、もとは天台宗であったという寺は多い。松寿庵のように無檀地のため経済的基盤の弱い寺は、そこに代々定まった住職が居ないのも当然であろう。

松寿庵が他宗派となった時期がある証左として、同庵が親鸞上人の絵像を保管していたことがあげられる。

『亀川村庄屋記録』¹⁴の嘉永七年閏七月十八日の項に、遊行上人が松寿庵に逗留中「松寿庵藏幅親鸞上人御自像之儀、差縫出来大ニ混雜」したと記されている。いつのことか不明であるが、一時期真宗の僧が住み親鸞上人の絵像が寺に保管されたままになってたため混乱が生じたということであろう。

次に今一つの理由として、石風呂の利権に関する問題

がある。同庵境内に接してある石風呂（蒸風呂）は、古来湯治客も多く、二十四文の入湯料を徴収し湯屋ならびに松寿庵の修覆料としていたところ、最近個人で石風呂を買取りたいという動きがみられるが、これはとんでもないことであるという内容である。このように時宗以外の宗派になったり、石風呂の利権が私有のものになる恐れが出てきたのは、松寿庵に定まった本寺が無いからだというのがこの末寺願の概略である。すなはち藤沢山清浄光寺をバックにすることによって、時宗寺院松寿庵の存続を図るとともに、石風呂の権益を村共有のものとして確実なものにしようとしたのである。

この願いに対し清浄光寺役者衆領軒から「聞濟」の書面が、南鉄輪村の親兵衛・善右衛門・惣百姓中宛に届いている。

未得御意候得共一筆致啓達候、各弥可為御堅固珍重令存候、然者今度松寿寺儀当山末寺致度旨、村中一同之願書致披見候処御奇特之至存候、然上者其元御役所松寿寺儀無本山ニテ何レ之宗旨エモ指構無之殊ニ一遍上

人開基之寺御座候得者、相州藤沢山末寺仕度段其村一同被差出候、此方ヨリモ江戸趣庄太夫殿迄右趣以書中相断可申候、右為可申述如此御座候、穴賢

二月九日

藤沢山役者衆領軒

藤沢南鉄輪村

親兵衛殿

善右衛門殿

惣百姓中

こうして松寿庵は清浄光寺の末寺となることが認められ、宝暦六年（一七五六）には本寺から諄盈和尚が住職として派遣されている。翌七年諄盈は江戸で岡田庄太夫の元に挨拶に行っている。⁶⁵ところが、この末寺願に対して村人達は、我々は一切知らぬことですべて新兵衛ら三人が勝手に行ったものだとして反発している。とくに境内地の範囲については、そこはもともと村方高外の空地、地獄荒の地でその周囲には七島菰を植えており持主も決まっている、などと主張しつつには日田代官所にまで訴え出る

騒ぎとなった。しかし代官側は、延享五年二月九日付で村中惣百姓代名でもって提出した書類に今さら苦情を申し立てるとは不屈きであるとして、重立った百姓三人を入牢処分している。その結果村人も訴えを取り下げ、松寿庵の寺域は左記のように正式に決定した。村側と松寿庵住職諄盈和尚との間には、宝暦八年八月二十三日付で申極書が取り交わされている。⁶⁶

当寺中境内之儀

東ハ鶴見村ノ通道切

西ハ当村茂右衛門・伝右衛門屋敷境切

南ハ北石垣ヨリ通山道切

北ハ井川井手切

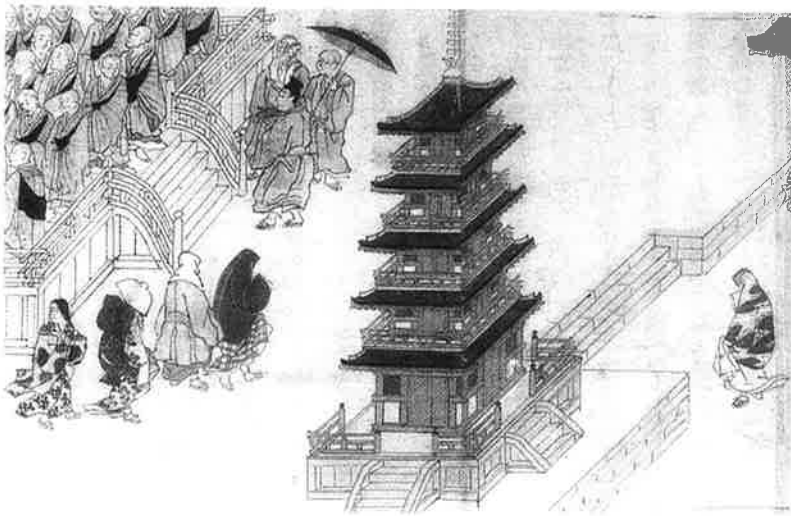
ただし境内地となった中に、温気（温泉の蒸気）が噴出する所がある。ここは以前から村人達が七島・市飛等の蒸し物をしていた所なので、以後も使用差し支えなしとなっている。⁶⁷このほか石風呂については、明治初年まで入湯料、入湯札等に関して何度かいざこざが生じるが、

詳細については紙数の関係上後日にゆずりたい。

三 紙本著色遊行上人絵伝

平成九年六月三十日付で国の重要文化財に指定された遊行上人絵伝が、永福寺に所蔵されている。この絵伝については『別府市の文化財』¹⁰⁾では「『遊行上人絵巻』昭和四十二年四月十一日付で別府市重要文化財に指定」とあり、制作年代を室町時代後期から江戸時代にかけてと推定している。しかしその後宮次男氏が詳細な調査を行い、制作年代を「十四世紀後半を降らぬ頃の制作」と推定し、今回の指定では「紙本著色遊行上人絵伝 巻第七―一卷」縦三一、五センチ、長一四九六、二センチ南北朝時代となっている。

「遊行上人絵伝」は全十巻で、前半四巻は一遍上人の伝記、後半六巻は二祖他阿真教の伝記からなっている。二祖他阿真教は一遍来豊のおり府内（大分市）瑞光寺に住していた僧で、一遍に帰依した人物である。永福寺には全十巻のうち巻七の一卷のみが伝存する。巻七であるから当然他阿真教に関する巻で、六段からなる。第一段



の詞書約三分分が欠けている以外は、詞、絵は全て整っている。内容は次のとおりである。

第一段 他阿上人、武州村岡で臨終を覚悟し、時衆に教誡を書く。

第二段 越中国放生津にて、南条九郎が他阿上人に往生について問い、念仏者となる。

第三段 越後国池の某、病の折りに他阿の弟子に看病される夢をみて回復する。

第四段 越後国鷓河庄極楽寺の契範円親房、他阿上人に仏法について問い帰依。

第五段 信州善光寺に参籠、仏前の舞台上で日中の念仏を勧行。

第六段 甲斐国中河で、人々に和歌を書き与える。

現在鎌倉・室町時代制作の「遊行上人絵伝」は、永福寺蔵本以外に十三種確認されているが、十三種の内巻七を欠く本で、画風等からみて永福寺蔵本と一具であったとみられるものは無いという。

宮次男氏の輓告の最後に、この絵伝の巻末に「浄光明寺什物の寄附 遊行半白老（香炉印）（角印）」と銘記されていたことが寺の記録あるが、現在は判読できないとある。ここにみられる浄光明寺が、薩摩の浄光明寺であるとすれば、島津氏歴代が尊崇していた時宗寺院と異なる。周知のように幕末から明治にかけての薩摩では、さまざまの廃佛毀釈が行われ「藩内一寺一字、一僧一尼も残さぬ」状況であったといわれている。浄光明寺も例外でなく、明治二年（一八六九）に廃寺となっている。藩内の寺院は、建物は破却され仏像や經典・仏具等は藩の役人の監視の下に全て焼却処分になったという。家宅捜査も徹底して行われ、地中に埋蔵した仏像等わずかなものがこの難を免れただけであった。²⁰永福寺蔵の遊行上人絵伝が薩摩の浄光明寺什物であったとすれば、全十巻のうち巻七のみが難をのがれ藩外に持出され、いつの日か永福寺に寄進されたということであろうか。薩摩藩の徹底した廃佛毀釈からみると、本巻と一具をなす巻が今後発見される可能性は非常に少ないのではないか、と言わざるを得ないのである。²¹

以上近世を中心に時宗寺院松寿庵について述べてきたが、明治初年の廃寺以降は明治十八年（一八八五）の再興願の提出、明治二十四年には尾道（広島県）西郷寺末永福寺の寺号を借りて現在の永福寺に改称、そして明治四十一年七月二十日、河野智円の手によって、永福寺の復興は完成したのである。

註

(一) 拙稿「豊後における中世時宗の展開」(『大分県立先哲史料館研究紀要』2所収)

(二) 『杵築市誌』(杵築市誌刊行会 昭和四三年)

(三) 『大分県の地名』(日本歴史地名大系四五)

平凡社

(四) 大分県公文書館蔵

(五) 宮次男編「一遍上人絵伝」(『日本の美術』五六)

至文堂

(六) 『大日本仏教全書』六九所載(名著刊行会)

昭和五六年復刻版

(七) 「鶴見嶽火男火賣神社由来」(県立図書館蔵)

(八) 圭室文雄編『遊行日鑑』第二卷(角川書店)

昭和五三

(九) 「廃庵再興願」添付

(一〇) 『庄屋役宅日記』六(別府市古文書史料集一一)

(一一) 「廃庵再興願」添付

(一二) 『亀川村庄屋記録』(別府市古文書史料集一二)

(一三) (一二)に同じ

(一四) (一二)に同じ

(一五) 『遊行日鑑』宝暦七年七月四日の項

(一六) (九)に同じ

(一七) 『亀川村庄屋記録』のうち「文政八年 旅人一件

式郡筋代連印御請書書扣」の項

(一八) 昭和五八年 別府市教育委員会

(一九) 「永福寺本遊行上人縁起絵」『美術研究』

三三三三所収

(二〇) (一九)に同じ

(二一) 『新編明治維新神仏分離史料』第十卷

(名著出版 昭和五二)

(二二) 望月華山『時衆年表』(角川書店 昭和五二)